

別表第1（第4条、第7条、第15条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同様の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別表第2（第5条第2項関係）

補助対象事業	補助対象経費	補助率又は金額	補助限度額		適用条件	補助対象外
中山間 短期滞在型	宿泊費 ※高知県内での宿泊に限る	2分の1以内	人数×3,650円×泊数	1事業者1月当たり 補助限度額 20万円 1事業者年度 当たり 補助限度額	<ul style="list-style-type: none"> 高知県内で2泊以上することとし、うち1泊以上は中山間地域で宿泊すること。 中山間地域において、宿泊以外の活動を行うこと。 	<ul style="list-style-type: none"> 帰省を目的とした利用等、本制度の目的に沿わない滞在 ガソリン代 車両保険代 各種保険代 タクシー代 ただし、タクシー代については、鉄軌道、航空、高速バス、路線バス、社用車及び自家用車のすべての交通手段が利用できない場合、利用するいとまがない場合又は利用することが明らかに非効率な場合は補助対象とする。 <ul style="list-style-type: none"> グリーン車、ビジネスクラス等の特別サービス利用料
	発地又は着地が高知県内となる場合の、以下の交通手段を用いた際の交通費 1. 鉄軌道運賃 2. 航空運賃 3. 高速バス及び路線バス運賃 4. 社用車及び自家用車の高速道路料金	2分の1以内	別表第6参照	100万円 同一事業者から個人単位で申請がある場合は、1事業者として取り扱う		
	県認定シェアオフィス利用料	2分の1以内				

※補助対象経費に公租公課は含みません。

別表第3（第5条第2項関係）

補助対象事業	補助対象経費及び雇用奨励金		補助率又は金額	限度額		適用期間
2段階立地型	事業所 運営費	県認定シェアオフィス利用料	2分の1以内		2年間における 限度額	2年間
		人材研修に要する経費	2分の1以内	合わせて2年間における限度額50万円		
		人材募集に要する経費	2分の1以内			
	県内新規 雇用奨励金	県内での新規雇用に係る奨励金 ・6月以上継続して雇用された県内新規雇用者が対象 ・ただし、初回申請時以外は当該事業所における県内新規雇用奨励金対象者数の純増分のみが対象	週30時間以上勤務する県内新規雇用者： 1人当たり30万円 週20時間以上週30時間未満勤務する県内新規雇用者： 1人当たり15万円	6月の雇用を達成後、1人につき1回限り	500万円	

※補助対象経費に公租公課は含みません。

別表第4（第5条第2項関係）

補助対象事業	補助対象経費及び雇用奨励金		補助率又は金額	限度額		適用期間
中山間定着型 ※補助事業の実施にあたって市町村の補助を受けることを条件とする。	事業所運営費	県認定シェアオフィス利用料	2分の1以内	合わせて3年間における限度額50万円	3年間における補助限度額 1,500万円	3年間
		人材研修に要する経費	2分の1以内			
		人材募集に要する経費	2分の1以内			
	事業所開設費	償却資産の取得に要する経費	5分の1以内	100万円	補助金対象期間の開始日から、6月以内	
県内新規雇用奨励金	県内での新規雇用に係る奨励金 ・6月以上継続して雇用された県内新規雇用者が対象 ・ただし、初回申請時以外は当該事業所における県内新規雇用奨励金対象者数の純増分のみが対象	週30時間以上勤務する県内新規雇用者：1人当たり30万円 週20時間以上週30時間未満勤務する県内新規雇用者：1人当たり15万円	6月の雇用を達成後、1人につき1回限り	3年間		

※補助対象経費に公租公課は含みません。

別表第5（第5条第2項関係）

補助対象者	市町村		
補助対象経費	(1) 補助対象経費		
	企業や個人が入居又は使用し、事業活動や相互に交流できる環境を備えた施設（以下「シェアオフィス等」という。）に設置する什器、備品等の購入等に要する費用。ただし、市町村が所有又は借り受ける施設に限る。		
	(2) 補助対象経費の詳細		
	什器・備品・設備等	シェアオフィス等の運営に必要となる什器・備品の購入及び設置に要する費用（配送料及び空間の快適性を向上させるために必要な什器・備品を含む。）	
	システム等	監視カメラ、施錠システム等、セキュリティ実装に要する費用 予約等システム、ホームページなどサイト構築に関する初期費用	
	バリアフリー	バリアフリー対応に要する費用（工事費を除く）	
	Wi-Fi 環境	Wi-Fi 環境の導入又は増強に要する費用	
	(3) 補助限度額		
	150 万円／箇所		
補助要件	<p>次に掲げる事項の全てに該当するもの</p> <p>①耐震性について以下のア、イいずれかを満たすこと</p> <p>ア 昭和 56 年 6 月 1 日以降に建築確認を受け、着工した建築物については（※ 1）を満たすこと</p> <p>イ 昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築確認を受け、着工した建築物については（※ 2）を満たすこと。</p> <p>※ 1 昭和 56 年 6 月 1 日以降に建築確認を受けた建築物に適用される耐震基準（以下、「新耐震基準」という）。</p> <p>※ 2 新耐震基準の確認ができない建築物については、第三者による定期調査報告書等（※ 3）で適切に管理及び運営されていることが確認できること。また、入居規約等で建築確認日について明記するとともに入居者へ説明すること。</p> <p>②借り受ける施設については、事業完了後、補助対象者がシェアオフィス等として10年間以上活用する賃貸借契約を締結すること。</p> <p>③対象となる施設に、明らかな法令違反がないこと（ただし、改修工事等に伴い、法令違反を是正する場合を除く。）。</p>		
補助率	2分の1以内		

※補助金の額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

別表第6

往復交通費（宿泊費は除く）補助上限額（単位：円）

	地域区分	出発地（経由地）	補助額
1	北海道	北海道	66,000
2	東北Ⅰ	青森県	54,000
3		宮城県	
4		秋田県	
5	東北Ⅱ	岩手県	44,000
6		山形県	
7		福島県	
8	関東Ⅰ	茨城県	38,000
9		栃木県	
10		群馬県	
11		新潟県	
12		山梨県	
13		長野県	
14	関東Ⅱ	埼玉県	33,000
15		千葉県	
16		東京都	
17		神奈川県	
18	北陸	富山県	25,000
19		石川県	
20		福井県	
21	東海Ⅰ	岐阜県	24,000
22		愛知県	
23		三重県	
24	東海Ⅱ	静岡県	38,000
25	近畿	滋賀県	19,000
26		京都府	
27		大阪府	
28		兵庫県	
29		奈良県	
30		和歌山県	
31	中国	鳥取県	8,000
32		島根県	
33		岡山県	
34		広島県	
35		山口県	
36	四国	徳島県	3,000
37		香川県	
38		愛媛県	
40	九州Ⅰ	福岡県	28,000
41		佐賀県	
42		長崎県	
43		熊本県	
44		大分県	
45	九州Ⅱ	宮崎県	43,000
46		鹿児島県	
47	沖縄	沖縄県	52,000

※高知県が出発地となるものは補助対象外